京都橘大学利益相反委員会規程

2012年７月23日

目　次

第１条　（目的）
第２条　（審議事項）
第３条　（構成）
第４条　（任期）
第５条　（委員長）
第６条　（副委員長）
第７条　（利益相反カウンセラー）
第８条　（議事）
第９条　（委員以外の出席）
第10条　（秘密保持）
第11条　（事務主管）
第12条　（雑則）
第13条　（改廃）
附　則

（目的）

第１条　京都橘大学利益相反マネジメントポリシーを適切に実施し、健全な産官学連携活動を推進するため、利益相反委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項を審議・実施する。

⑴　利益相反マネジメントポリシーに関すること。
⑵　利益相反防止に関する施策および啓蒙活動に関すること。
⑶　利益相反に関する調査および審査に関すること。
⑷　その他、利益相反に関すること。

（構成）

第３条　委員会は、以下の構成とする。

⑴　副学長
⑵　各学部長
⑶　各研究科長
⑷　学術事務部長
⑸　その他委員会が必要とみとめた学外有識者

２　前項第５号の委員は、委員会の推薦により学長が任命する。

（任期）

第４条　前条の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、副学長があたる。

２　委員長は委員会を招集し、その議長となる。

（副委員長）

第６条　委員会に副委員長を置き、学術事務部長があたる。

２　副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。

（利益相反カウンセラー）

第７条　職員等の利益相反問題に関するカウンセリングを行うため、利益相反カウンセラー）を置くことができる。

２　利益相反カウンセラーは委員が兼務するものとし、委員長が指名する。また委員長が必要と認める場合は、外部専門家を利益相反カウンセラーとして委嘱することができる。

３　利益相反カウンセラーは、職員等から利益相反に関する相談があった場合は、カウンセリングを行うとともに、内容を委員長に報告するものとする。

（議事）

第８条　委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

２　議決は、出席委員の過半数で決し，可否同数のときは委員長が決定する。

３　第２条第３号の審議の当事者となる委員は、その議決に加わることができない。

（委員以外の出席）

第９条　委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（秘密保持）

第10条　委員会は原則非公開とし、委員は職務上知り得た情報を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

（事務主管）

第11条　この規程に関する事務主管は、学術振興課とする。

（雑則）

第12条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第13条　この規程の改廃は、部局長会の議を経て、学長が行う。

附　則

この規程は、2012年７月23日から施行する。

附　則

この規程は、2016年12月19日から施行する。

附　則

この規程は、2021年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2022年４月19日から施行し、2022年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、2025年４月１日から施行する。

京都橘大学利益相反マネジメントポリシー

Ⅰ　．目的

利益相反マネジメントポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、京都橘大学（以下「本学」という。）の産官学連携活動（以下「連携活動」という。）の推進にあたり、不可避的に生ずる利益相反の問題について、本ポリシーⅣの１で規定する対象者（以下「教職員等」という。）が、公正かつ効率的な実務を行っていく上で常に意識しなければならない姿勢とルールを、内外に明示することを目的として制定する。

本学は「自立」「共生」「臨床の知」という教学理念に基づく教育・研究活動を実践することにより、社会の将来を担う優れた人材の養成と学術研究の発展を通じ、社会、経済、文化等の充実発展に大きく貢献してきた。また、エクステンション事業やリエゾン活動などを通じて、研究成果や知的財産を広く地域社会に還元して、大学としての役割を果たそうとしてきている。

しかし、連携活動を進める場合、教職員等が特定の企業等から正当な経済的利益を得ることや、特定の企業等に対し一定の範囲で責務を負うことも想定される。教職員等の連携活動にあってはこのような「利益相反」が生じる可能性があるため、本学として常に注意を払う必要がある。

そのため、本学教職員等が公正かつ効率的に業務に専念でき、企業等との連携が円滑に推進できる環境を整備することを目的として、ここに、利益相反マネジメント（以下「相反マネジメント」という。）の基本的な考え方および相反マネジメントの対象等を、本ポリシーとして定める。

Ⅱ　．利益相反の定義

利益相反を以下のように定義し、本ポリシーは、第５号「広義の利益相反」を対象とする。

１　狭義の利益相反：教職員等または本学が連携活動に伴って得る利益と、教育研究等の本学における責任が相反する状況をいう。

２　個人としての利益相反：狭義の利益相反のうち、教職員等個人が連携活動に伴って得る利益と、本学における教育・研究等の責任が相反する状況をいう。

３　組織としての利益相反：狭義の利益相反のうち、本学が連携活動に伴って得る利益と、本学の社会的責任が相反する状況をいう。

４　責務相反：教職員等が兼業活動等により企業等に対し負う職務遂行上の責任と、本学における職務遂行上の責任が両立しえない状況をいう。

５　広義の利益相反：狭義の利益相反と責務相反を含んだものをいう。

Ⅲ　．相反マネジメントの基本的方針

１　本学は、産官学連携による社会貢献を教育・研究に続く第三の使命の一つとして位置づけ、連携活動を積極的に推進する。

２　本学は、連携活動を推進するにあたり、社会通念上求められるであろう、公明性、公平性および中立性を保持した手続きを定める。

３　本学は、教職員等が安心して連携活動に取り組めるように相反マネジメントに関する適切な学内ルールおよびシステムを整備する。

４　本学は、連携活動によって生ずる利益相反に関する社会への説明責任を果たし、教職員等が安心して連携活動を推進できるように支援する。

Ⅳ　．相反マネジメントの対象者、対象事象および問題解決のための基準

１　対象者

⑴　本学の専任教職員

⑵　前号のほか、本学の客員教授、客員研究員など本学から一定の身分を付与されている者

⑶　その他、本学に設置する利益相反委員会が指定する者

２　対象の範囲

利益相反の生じる可能性のある行為は、概ね次の場合をいう。

⑴　兼職・兼業活動の場合

⑵　職務に関連し、学外から報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合

⑶　自らの知的財産権を本学以外の第三者に譲渡または使用許諾する場合

⑷　共同研究や受託研究または奨学寄付金による研究に携わる場合

⑸　外部から寄附金・設備・物品の供与を受ける場合

⑹　⑴～⑸の相手方等何らかの便益を供与される者に対して、施設・設備の利用を提供する場合

⑺　⑴～⑸の相手方等何らかの便益を供与される者から物品を購入する場合

⑻　その他研究活動に関し、社会通念上不相当と思われる何らかの便益を供与され、または供与が想定される場合

３　問題解決のための基準

産官学連携活動を推進する上で生じる利益相反の問題を解決する指針として、以下の３点を相反マネジメントの基準とする。

⑴　本学の職務および利益に対して、教職員等個人の利益を優先させていると第三者から判断されることがないようにする。

⑵　個人的な利益の有無にかかわらず、本学以外の活動へ時間配分を優先させていると第三者から判断されることがないようにする。

⑶　教職員等が本学以外の活動を優先させることによって、教育面での支障が生じていると第三者から判断されることがないようにする。

Ⅴ　．相反マネジメントの体制

１　利益相反委員会の設置

相反マネジメントに関する重要事項を審議する機関として京都橘大学利益相反委員会を設置する。委員会に関する規程は、別に定める。

２　利益相反カウンセラーの任用

教職員等の利益相反問題に対する適切な指導・助言等を行うために、利益相反カウンセラーを置くことができる。

Ⅵ　．相反マネジメントの手続等

１　相反マネジメントの対象者は、産官学連携活動によって生じる利益相反に関する情報を学術振興課に報告しなければならない。

２　教職員等から提出された情報は、「学校法人京都橘学園個人情報保護規程」に基づき判断し、記録および保存する。

３　本学の利益相反に関する情報について、個人情報の保護に配慮し必要な範囲で公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

以上

(R4.4.19) 京都橘大学利益相反委員会規程(平成24年7月23日制定第2192号)
(R3.4.1) 京都橘大学利益相反委員会規程(平成24年7月23日制定第2192号)
(H28.12.19) 京都橘大学利益相反委員会規程(平成24年7月23日制定第2192号)
(H24.7.23) 京都橘大学利益相反委員会規程(平成24年7月23日制定第2192号)